

中田かわら版 7月号

～中田地区の地域活動をお知らせします～

発行：中田経営委員会

協力：中田連合自治会 泉区役所

制作：中田かわら版制作編集委員会

横浜市踊場地域ケアプラザ

■この人に会いたい<44>

名司会と

詩人レジェンド

あさお 徳良 旦生さん (76歳) 夏刈場



中田連合自治会と中田社協のロゴマーク制作。連合自治会や中田社協の役員として資料の作成・保存、会合や総会などの議事進行ぶりは、名司会者としての印象が強い。全てに精通し、物静かで、それでいて存在感のある徳良さんである。

連合との係りあいは平成14年、文化部長に抜擢されたのがスタート。平成11年に夏刈場自治会の役員になるまでは地域にはあまり関心がなかったという。奥さんの慶子さんの方が早くからバレーボールやソフトボールで地域で活躍。徳良さんは、ボランティアでは先輩格の奥さんの背中を見てきた。役員になって初めて地域を意識するようになった。しかし、その後の活躍が目覚ましい。文化部長の後、平成16



年から連合の総務を連続12年、同28年から監査役。その間、中田地区社会福祉協議会でも平成14年4月から総務を6年就任、そのほか幹事、副会長、評議員として活動を続け現在に至る。豊富な経歴を持つ徳良さんだが、不思議なことに連合や地元自治会の会長、老人会の会長を務めたことがない。「私は性格的に進んで人の上に立ち、何かをやるタイプではないので」。



徳良さん製作マーク (下写真左が徳良さん)

生まれは川崎市渡田向町。3歳のとき空襲で家が焼失、父親のふるさと山梨県に疎開し、大菩薩峠のふもとで子ども時代を過ごす。戦後、兄が「味の素」(鶴見)に勤めていた関係で同社に就職したが、あまりの悪臭が否で退社。その後、「日産自動車」(新子安)に入社。仕事と組合活動の生活。組合では支部と本部の教宣部で機関紙、広報づくり。ニュースを書くことや編集作業、人との交流する中で人前で「話す術」を覚える。「この時の経験は、その後の自分の人生に役立っている」と語る。

徳良さんのもう1つの顔、それは詩人徳良旦生だろう。子供のころから本を読むのが大好きで暇があると学校の図書館通い。中学の時に分厚い「三国志」を読破。国語の授業では古文が好きだった。漢詩では杜甫、李白の詩を好んだ。また、島崎藤村(1872～1943)を愛読した。藤村はもともと詩人として有名で「若菜集」^{ひとはぶね}「一葉舟」など詩集を世に出し、当時、土井晩翠^{つちいばんすい}と併称される詩壇の第一人者だった。ベストセラーの「新唐詩選」(岩波)も何度も読み返した。古今東西、詩人の名がスラスラ出るところは、やはり詩人としての才能が徳良さんにはあったのだ。

若い頃は本格的に槍ヶ岳、穂高などを登り、山々の写真を撮るのが趣味といえば趣味だった。いま、徳良さんは地域に対し感謝している。「何の知識や理解もない凡人が、地域の人たちと活動を通して何かを創り上げていく喜びを知った。優れた先輩や仲間たちから多くのものを学んだ。今日まで続けられてきたのも皆さまのお陰です」。

(宮田貞夫)

～一人ひとりがCO₂を減らす努力をし、美しい地球を子どもたちに残そう！～

8月のイベント

このチラシの情報をより詳しく知りたい方は、踊場地域ケアプラザ 葛西（かさい）まで問い合わせください。

TEL 801-2114 FAX 801-2923

【サマーフェスティバル】

8月18日（土）中田小学校グラウンド

※予備日 25日（土）

・子どもの部 14:30～18:00

お楽しみゲーム大会、ブラスバンド演奏、ビンゴ、模擬店など

・夜の部 16:30～21:10 盆踊り、キッズダンスなど



夏祭りについては
各自治会町内会に
お問合せください。

■健康シリーズ<7>

「尊厳死の宣言書」とは



脚本家の橋田壽賀子さんが、ある「週刊誌」にこんなことを書いていた。「私は延命治療など受けないで眠るように死にたい。例えばがんになったら痛みをとる緩和治療のみで死なせてくれるホスピスに入りたい。認知症やケガや病気で入院した時は無理な治療などの延命処置なしで死にたい」。

さらに言う。「こうした望みが叶えられるよう、頭がしっかりして元気なうちに家族や弁護士を立会いのもと本人の意志で安楽死ができるよう法制化を望みたい」。安楽死が、法制化されている国は欧州のスイスなど4か国とアメリカの6州である。以下、尊厳死宣言の全文と書き方。 (宮田貞夫)

尊厳死の宣言書

(リビング・ウィル Living Will)

私は、私の傷病が不治であり、且つ死が迫っている場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言いたします。

この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に書いたものであります。

従って私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、又は撤回する旨の文書を作成しない限り有効であります。

- ① 私の傷病が、現在の医学では不治の状態であり、既に死期が迫っていると診断された場合には、徒に死期を引き延ばすための延命措置は一切おことわりいたします。
- ② 但しこの場合、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施して下さい。そのため、たとえば麻薬などの副作用で死ぬ時期が早まったとしても、一向にかまいません。
- ③ 私が数か月以上に涉って、いわゆる植物状態に陥った時は、一切の生命維持装置をとりやめて下さい。
- ④ 私の疾病が「悪性腫瘍」で不治の状態に陥った場合は、速やかに「緩和ケア病棟」もしくは「ホスピス施設」への転院を希望致します。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たして下さった方々に深く感謝申し上げるとともに、その方々が私の要望に従って下さった行為一切の責任は、「私自身」にあることを附記いたします。

平成 年 月 日

氏名（自署） _____ 生年月日 _____

住所 _____

拇印 _____ 実印 _____

「中田白百合地域情報サイト」にて地域の最新の情報や、かわら版バックナンバーなどを調べることができます。www.odoriba-cp.jp へアクセス！！